



HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|------------------|---|
| Title | ヨーロッパ共通売買法 |
| Author(s) | シヨネ=グリマルディ, アンヌ=ソフィ; Choné-Grimaldi, Anne-Sophie; 齋藤, 哲志//訳 |
| Citation | 新世代法政策学研究, 18, 229-240 |
| Issue Date | 2012-11 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/51529 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | HJNGLP018_007.pdf |



ヨーロッパ共通売買法

アンヌ＝ソフィ・ショネ＝グリマルディ (Anne-Sophie CHONÉ-GRIMALDI)

齋藤 哲志 (訳)

シリル・グリマルディは、フランスで開始されるはずの典型契約の再法典化作業を紹介した。この作業は、契約法の新たな道具立て (instrument) を提案するEUのイニシアチヴを考慮したものとなるはずである。

現状では、涉外性 (extranéité) の要素が契約関係に付け加わる場合には、国際私法の規範が適用法の問題を規律している。涉外性は、様々な形態を採る。例えば、二人の契約当事者が異なる国籍を有している事例や、契約が締結された国と異なる国で契約が履行される旨契約当事者が定めている事例などが問題となり得る。これらの事例について、EUが採択した規則、すなわち2008年6月17日の規則であるローマ I 規則は、適用法は契約当事者が選択した法であると規定している。この選択がない場合、[契約関係は、] 特徴的給付 (prestation caractéristique) を為す当事者の住所地法によって規律される。また、当事者の一方を消費者とする売買契約が締結される場合には、消費者の住所地法が適用法となる。

したがって、在ヨーロッパの契約当事者によって形成される契約関係は、様々な法によって規律され得ることになる。EUからすると、各国内法の間の差異は、構成国間での取引を阻害する。A国人が、B国で適用される法を知らないために、B国人との契約締結を思いとどまる、ということが考えられる。ある商人が、他国の法を知らないために、その国の消費者と

凡例 《○○》：原文でも《○○》のまま ○○：原文でも○○のまま 「○
○」：原文ではイタリック [○○]：原文では(○○) [○○]：訳者による補
足 [=○○]：別訳語の提案 (○○)：原語の併記

は契約を締結しない、ということが考えられる。この問題を解消して、国境を越えた取引（*échanges transfrontières*）を発展させるために、EUは次第に、構成国の法の調和（*harmoniser*）を試みるようになってきている。様々な選択肢が考えられる。構成国の契約法を完全に統一することや、一定の限定的問題を調和させるにとどめることが選択肢となる。これまでのところEUは、後者の選択肢で満足してきた。製造物責任¹や消費者向け売買における適合性担保責任（*garantie de conformité*）²などがその例である。

現在EUは、さらに先に進んで、契約法〔全体〕の調和の作業を試みている。2011年10月11日に規則案が公表されることとなった。規則案は、ヨーロッパ共通売買法の創設を目指している。欧州委員会の副委員長によれば、「ヨーロッパ共通売買法は、任意的性格のものであるが、ヨーロッパの経済成長の原動力となる単一市場〔の発展〕を促進するものである」。同時に、ヨーロッパ共通売買法の創設は、消費者の権利をも強化する、と看做されている。しかし実際のところ、規則案では、複数の点について、消費者のみに留保された取扱いが、いくつかの国内法におけるよりも後退させられている！

この規則案は近い将来に採択されるものと考えられる。本稿では、この新たな道具立てを紹介することとしたい。規則案が採択された場合、再法典化作業を経たフランス法（*droit français issu du travail de recodification*）は、選択肢としての法（*droit optionnel*）となるであろう〔I〕。それどころか、この規則案が採択されてしまうと、フランス法は、再法典化作業を経ているとしても、非常に急速に廃れて（*obsolète*）しまうことが危惧される〔II〕。

¹ 1998年5月19日の法律。民法典1386条の1以下に規定が置かれた。これは、欠陥製品の所為による責任に関する1985年7月25日の指令（*directive*）を国内法化したものである。

² 2005年2月17日のオールドナンス。これは、消費財の売買および担保責任に関する1999年5月25日の指令を国内法化したものである。現在では、消費法典L.211-1条以下に規定が置かれている。

I. 再法典化を経た法は、選択肢としての法となる

規則案は、売買契約の当事者は、EU規則に由来する新たな制度と、フランス法が規定する伝統的な制度との間で選択権を有する、と規定している。以下ではまず、選択権（*droit d'option*）〔A〕について検討し、続いて、新たな制度の内容〔B〕について検討する。

A. 選択権

規則案が採択された場合、以下のように事態が展開することになる。当事者には選択権が認められる。これによって、規則に由来する法と構成国のシステムに由来する法との間で選択を為すことができる³。この選択権が承認されるためには、契約が複数の要件を満たさなければならない。

第一の要件は、物的な適用範囲（*champ d'application matériel*）に関わる。ヨーロッパの制度は、国境を越えた売買契約、すなわち、涉外性の要素を帯びた売買契約にしか適用されない⁴。

第二の要件は、人的な適用範囲（*champ d'application personnel*）に関わる。規則に由来する法は、以下の二つの契約類型についてのみ選択が認められる⁵。

：事業者と消費者との間の契約。

：事業者間の契約。但し、少なくとも事業者の一方が中小企業（*PME, petite ou moyenne entreprise*）でなければならない⁶。

ヨーロッパの制度の適用を受けるためには、その適用に関する合意が必要である。事業者と消費者との間の関係において合意が有効であるためには、消費者の選択が明示的であることが要請される⁷。規則に由来する制

³ 規則案3条。

⁴ 規則案4条。

⁵ 規則案7条。

⁶ 規則案7条の定義によれば、中小企業（*PME*）とは、従業員数が500人以下で、かつ、年商が5,000万ユーロを越えない事業者である。

⁷ 規則案8条。

度の選択を、事業者による一般的契約条件 [=約款] (conditions générales) に含めることはできない⁸。

他方、選択は全体的 (intégral) でなければならない⁹。契約当事者は、ある特定の問題についてはヨーロッパ共通売買法に服せしめ、他の問題については国内法に服せしめる旨の選択をすることはできない。

このように、契約当事者が行う選択に基づいて、ヨーロッパ共通売買法が適用される。次に、この法の性格を具体的にみることにしよう。

B. 規則案に規定された売買法

規則案が規定する規範のすべてをなぞることは明らかに不可能である。とはいえ、規則案から明らかとなる大きな方向性を引き出すを試みることはできる。そこには、4つの方向性を見て取ることができる。

1. 契約自由の保障

規則案の第1条は、契約自由の原則に充てられている。これは偶然ではない。契約自由はヨーロッパ契約法の大原則として打ち立てられている。それは、三つの構成要素に分析される。

(1) 契約自由の第一の構成要素は、**契約締結の自由**である。各人は名宛人に対して自由に申込を為し、名宛人はそれを承諾するか否かを自由に決することができる。

(2) 契約自由の第二の構成要素は、**契約内容を決定する自由**である。規則案のいくつかの規定は強行規定であるが、[それら以外の] 数多くの規定は[当事者の] 意思を補充する規定でしかないため、当事者には、債権債務関係の内容について、重要な選択の自由が残されている。そもそも、裁判官は、契約条項の解釈のために、当事者の共通の意思に依拠しなければならない¹⁰。

(3) 契約自由の第三の構成要素は、**契約から離脱する自由**である。

⁸ 規則案9条。

⁹ 規則案8条3項。

¹⁰ 規則案58条。

- 期間の定めなしに契約が締結された場合、各当事者は、いつでもこれを終了させることができる。但し、合理的な予告期間が遵守されなければならない¹¹。

- 当然のことではあるが、期間の定めを伴って契約が締結された場合、あるいは、即時履行契約の場合、契約当事者は自らの意のままに契約を破ることができない。契約当事者は相手方にフォートがある場合でなければ、契約を終了させることができない。なお、後者の場合、当事者は一方的に契約を解除する権能を有する¹²。

2. 法的安全の保障

法的安全 (sécurité juridique) の希求こそが、規則案の核心部分を成している。法的安全は二つの仕方でも保障される。

(1) 第一に、法的安全は、規定の細則性 (détail) によって保障される。条文は200を越える。各条文は複数の項からなる。それらは、売買契約の法制度を仔細に規定している。各規定は、それが強行規定なのか補充規定なのかを明示している。夥しい細則と明確化が与えられており、法律家は、自らが扱う問題に対する回答を逐一見つけることができるであろう。こうして、予見可能性が強化される。

しかし、細則性は一般性 (généralité) よりも危険性が低い場合が多い、というのは本当であろうか？ 大陸法の伝統を知る法律家として、点描性 (pointillisme) に対する危惧を表明しておきたい。条文の適用に際して裁判官に委ねられる操作の余地がないと、条文の賢慮ある適用が妨げられる恐れがある。また、事業者が、あり得べき条文の欠缺を容易に捉えてその不整合につけ込むことも危惧される。

(2) 第二に、法的安全は、義務負担 (engagement) に付与された効力によっても保障される。契約当事者による義務負担には、強い拘束力が付与されており、それを前提としてサンクションが課される。このことは、規則案に含まれる数多くの規定から了解される。例えば、申込は単独行為でし

¹¹ 規則案77条。

¹² 買主は《不履行を原因とする解除》[規則案114条] を[一方的に] 実現することができ、売主も[一方的に] 契約を解除することができる[規則案131条]。

かないものの、申込者に義務を負担させる。原則として、申込者は申込の撤回をすることができない。申込の撤回は、効力を生じないものとされている¹³。

他方、一旦契約が締結されると、その内容を見直すことは困難となるであろう。例えば、一方の当事者が陥った錯誤は、一定の特段の事情（*circonstances déterminées*）がある場合でなければ無効をもたらさない¹⁴。規則案の起草者の意図は明らかであり、同一の錯誤に陥っておらず、相手方に錯誤について情報提供するべくもなかった当事者に対して、無効〔の帰結〕を負担させることを回避しようとしている。

契約は、不完全なものであっても、拘束力を付与される。複数の解決策が規定されており、契約の欠缺が補われる。一定の要素が欠けている場合、黙示の条項を考慮することが許されている¹⁵。例えば、売買代金額が決定されていない場合には、《妥当な代金額（*prix raisonnable*）》が参照されなければならない¹⁶。同様に、目的物の引渡日が確定されていない場合には、《過度の遅滞なく（*sans retard excessif*）》引渡されなければならない。

契約当事者の一方による債務不履行の場合、契約の拘束力は完全な強度においてその効力を発揮する。不履行を被った契約当事者は、予防的（*préventives*）、制裁的（*répressives*）、賠償的（*réparatrices*）措置一式を使える立場に立つ。実際、この者は、多様な効果的サンクションを自由に選択することができる。そうしたサンクションとして、自らの債務の履行停止、契約の履行請求、契約解除、代金減額請求、損害賠償請求がある。相手方がその債務を履行しないであろうと信ずるについて根拠ある契約当事者には、不履行前の解除（*résolution pour inexécution anticipée*）の選択肢さえもが与えられている¹⁷。

¹³ 規則案32条。

¹⁴ 規則案48条。

¹⁵ 規則案68条。

¹⁶ 規則案73条。

¹⁷ 規則案116条、136条。

3. 弱者当事者の保護

契約当事者は、信義誠実義務（*obligations de bonne foi et de loyauté*）に服する。この義務は、契約法の指導原理となっている。〔この義務から帰結する〕弱者当事者の保護は、契約の成立段階でも履行段階でも確保されている。

(1) 少なくない数の規定が、契約成立段階での〔弱者当事者の〕保護への配慮を見せている。

a) 第一に、同意の合致〔=意思合致〕（*rencontre des consentements*）がコントロールされる（*contrôlée*）。複数の例を挙げることができる。

- 沈黙は承諾に相当しない¹⁸。
- 契約書面（*instrumentum*）中の条項のすべてが必ずしも契約の領域（*champ contractuel*）に含まれるわけではない。例えば、契約交渉の対象とされなかった条項について、事業者は、相手方当事者の注意を喚起しなければならない、と規定されている¹⁹。
- 契約締結前に当事者に提供されなければならない情報について、一つの章が充てられている。提供されるべき情報は、買主が事業者か消費者かによって、また、隔地者間契約か否か、電子的方法によるか否か、などによって異なる。ここでも、過度の細則性は規定の有効性を損なうのではないかと危惧される。
- 隔地者間契約を締結する消費者に対しては、撤回権が付与されている。これについても一つの章が充てられている。撤回権を行使すると、消費者は、〔目的物の〕返送費用（*frais de renvoi*）を負担しなければならない。この点は、消費者にとって、ヨーロッパのいくつかの国の現行規定よりも不利なものとなっている。これは、規則に由来する法が、消費者にとって必ずしも常に有利なものではない、ということを示す好例である。

b) 第二に、契約の内容がコントロールされる。明白な不均衡（*déséquilibre manifeste*）が多様な仕方であらわれている。

- 例えば、一方当事者の従属状態（*dépendance*）や劣勢（*infériorité*）

¹⁸ 規則案34条2項。

¹⁹ 規則案70条。

の不誠実な利用は、契約の無効によってサンクションされる²⁰。

－ さらに、濫用的条項（*clauses abusives*）のサンクションのメカニズムも存在する²¹。濫用的条項とされ得るのは、当事者間での個別的交易の対象とされなかった条項のみである。濫用の基準に関しては、当該条項を含む契約の相手方当事者が消費者であるのか事業者であるのかに応じて、異なった定義が与えられている。消費者を相手方として締結された契約の場合には、消費者に不利を強いて、かつ、信義誠実義務に反して、両当事者の権利義務の間に明白に重大な不均衡（*déséquilibre significatif*）を作出する条項が、濫用的条項とされる²²。事業者を相手方として締結された契約については、ある条項の適用が、善き商事実務（*bonne pratiques commerciales*）から明白に乖離し、信義誠実の原則に反する性質のものである場合、その条項が濫用的条項とされる²³。

(2) 契約履行段階においても、弱者当事者の保護の要請が見られる。そもそも、協力関係（*coopération*）は、ヨーロッパ共通売買法の一般原則の一つである²⁴。多くの場合、消費財（*bien de consommation*）を購入する消費者が弱者当事者となる。

－ 例えば、契約の履行過程で契約代金額を確定する旨の権利を留保した売主が、ある時点で、明白に合理性を欠いた（*manifestement déraisonnable*）代金額を定めた場合、買主は売主に対して保護される。この場合、その金額は、妥当な代金額に置き換えられる²⁵。

－ 買主には、適合性担保責任〔を主張する権利〕が認められている²⁶。買主が消費者である場合、元来〔＝現行法においても〕、この担保責任は強行的に〔売主に〕課せられている。

²⁰ 規則案51条。

²¹ 規則案79条以下。

²² 規則案83条1項。

²³ 規則案86条1項。

²⁴ 規則案3条。

²⁵ 規則案74条。

²⁶ 規則案99条以下。

場合によっては、売主が弱者当事者となる事例も考えられる。この場合、売主は、弱者当事者に該当する者として保護されるに値しよう。不予測（*imprévision*）の事例を考えてみよう。契約の拘束力の原則にもかかわらず、当事者の一方による給付の履行が過度の費用を要する（*excessivement onéreuse*）こととなった場合、当事者は、再交渉義務を負う。交渉が挫折するに至った場合、裁判官は、自らの手で契約を状況に適応させたり、契約を終了させたりすることができる。この規定は、買主か売主かを問わず、有利に援用することができる。というのも、履行費用が増大した状況、および、反対給付の価値が減少した状況が、いずれも規定の対象とされているからである²⁷。

4. 現代社会への適応

インターネット上で締結される売買を規律する数多くの規定が導入されている。これはなんら驚くに値しない。まさに電子取引（*commerce numérique*）の分野においてこそ、規則の適用が最も待望されているからである。

電子的方法によって内容が定められる売買がこの規則によって規律されることも、同種の発想に沿っている。この種の売買は、目的物の引渡やその設定（*installation*）に関して、特別の規定の対象となる。

[しかし、] 規則案は完全なものではない。そもそもいかなる道具立ても完全では有り得ない。欧州委員会はこの点に自覚的である。委員会は、契約締結能力、代理、所有権移転、不法行為責任など、売買規則によってはカバーされない複数のテーマの挙示さえも行っている。これらの問題については、既存の国内法上の規定を適用し続けざるを得ない。ここから数多くの困難が生ずるのであろう。そうした困難は既に予告されている。

II. 再法典化を経た法は、即座に廃れてしまうのか？

現在、フランスの学説を大きく揺さぶる問題が提起されている。フラン

²⁷ 規則案89条。

ス契約法は、生き残ることができるのであろうか？ この問題が提起されるのは、EU法の侵攻（*envahissement*）の程度が依然としてはっきりしないためである。

EU法の侵攻は、二つの変数に依存する。売買契約の当事者はEUの制度を頻繁に選択するのであろうか？[A] EUは今後、他の典型契約について、さらには、契約の一般法についても規則の提案を選択するのであろうか？[B]

A. 契約当事者による選択（Le choix des contractants）

まず次のことを指摘することができる。消費者は、ほんとうに賢明な選択を行うことができるのであろうか？ これは疑わしい。しばしば消費者は、異なる法制度を比較して評価するための十分な知識を有してはいないであろう。

しかし、この第一の指摘にとどまらず、もう一つの疑問が提起される。契約当事者は、そもそも規則に由来する制度を選択するのであろうか？ 実際にどうなるのかはわからない。

現実には、規則に由来する制度を相手方に提案するか否かの選択権は、売主の手中にある。申込を行うのは売主であり、買主はそれを承諾するか否かを選択する [にすぎない]。またそもそも、売主が、国内法と規則に由来する法との選択を買主に提案する気になるのかも定かではない。この点について、以下二つの危惧として定式化することができる。

(1) 第一に、事業者は、規則に由来する法をまったく提案しないのではなく、と危惧される。というのも、実務において、国境を越えない関係については国内法、国境を越える関係については規則に由来する法、という形で、取引毎に異なる二つの法を使うことは、事業者にとって便宜だとは思われなからである。事業者はすべての取引について自国の法を使い続けるのではないかと大いに危惧される。

(2) 反対に、事業者が規則に由来する法を慣用的に利用している場合には、消費者に対してこの法のみを提案することになるのではないかと危惧される。この場合、消費者に与えられる選択肢は、真の意味での選択肢ではないこととなる。消費者の選択は、契約を締結してEU法に服するか、

契約を締結しないか、の間にしかない。

B. EUの選択（Le choix de l'Union européenne）

フランスの学説の大多数が認識するところによれば、欧州委員会の提案は、ヨーロッパレベルでの完全な契約法統一への第一歩、すなわち、フランス契約法の消滅への第一歩である。

実際、規則案は、売買契約を対象とするにとどまるものではない、との指摘がされた。規則案には、特定の売買契約のみを規律するのではなく、契約の一般法を成すような条文が、およそ100も存在する。実際、複数の学説が指摘しているように²⁸、特別法上の規定のみから成る売買の共通法を作ることは不可能である。特別法は、共通法に依拠するものでなければ存在し得ない。よって当然に、売主の債務および買主の債務に関する規定とは別に、申込、承諾、合意の瑕疵、無効、事情変更、時効も扱われなければならないのであったのである。故に、[さらに] ヨーロッパ共通売買法が各国の国内法から自律的であるためには、必然的に、売買に関する特別法が依拠することになるヨーロッパ共通契約法を構築しななければならないはずである。しかし、どのようにしてEUがそこに到達するのかは依然として不明である。[いずれにしても、] 規律範囲の拡張は不可避である。唯一不確実な点は、EUがどこで押し止まるのかという点であろう。

第一に、EUが、他の典型契約に関する別の法文を提案するのであろうことはほぼ確実である。一定数の一般規範は、[売買規則案において] 既に規定されている。規定されるべきものとして残るのは、もはや、各典型契約に固有の特則のみである。

第二に、現状では、国境を越える契約についてでなければ規則から生ずる道具立てを選択することはできない。しかし、いつの日にか、すべての

²⁸ 例えば参照、B. Fauvarque-Cosson, « Vers un droit commun européen de la vente », *D.* 2012, p. 34. 《[規則案が規定する] 道具立てでそれ自体に [契約の] 一般理論が含まれており、売買に関する規定がこの一般理論に肉付けし活力を与えている。したがって、この道具立ては、ヨーロッパ共通売買法にとどまらず、共通契約法の発展に寄与するものである。》

契約について選択が可能となるであろう、と想像することができる。

以上の展開が完遂された暁には、EUは、選択的な (optionnel) 道具立てを、義務的な (obligatoire) 道具立てへと変容させようとするのではないだろうか？ このとき、その帰結として、各国の国内法は消滅するであろう²⁹。まさにこの時点を以て、契約法が完全に統一される。こうした見通しは、域内単一市場の論理に適合的であるために、不確定とはいえ現実化し得よう。

これは恐れるべき事態であろうか？ EUをフランスの侵略者と看做すのであれば、恐れるべき事態であろう。逆に、フランスをEUの構成要素と看做すのであれば、恐れるべき事態とは言えないであろう。

²⁹ さらに先を見据える見解もある。C. Aubert de Vincelles, « Premier regard sur la proposition d'un droit commun européen de la vente », *JCP* 12 déc. 2011, p. 2456 . 《[統一のための] この手法が、他の契約にとどまらず、他の法分野にまで展開し得るものであることは確かである。》